

令和3年3月18日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第104号 令和3年度御船町一般会計予算について
- 第 2 議案第105号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第106号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 第 4 議案第107号 令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 5 議案第108号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
- 第 6 議案第109号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第110号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について
- 第 8 議案第111号 令和3年度御船町水道事業会計予算について
- 第 9 同意第 2号 御船町副町長の選任について
- 第10 同意第 3号 御船町教育長の任命について
- 第11 同意第 4号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第12 同意第 5号 御船町農業委員会の委員の任命について
- 第13 発議第 4号 御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について
- 第14 陳情第 6号 「町道編入に関する陳情書」について
- 第15 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第16 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第17 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第18 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第19 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第20 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- 1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君
- 3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 惠典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企 画 財 政 課 長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町 民 保 険 課 長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環 境 保 全 課 長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君
学 校 教 育 課 長	西本 和美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝久 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

本日は3月会議の最終日です。まだ多くの議案が残っておりますので、質疑及び答弁については簡潔に御発言いただき、会議が効率よく進行しますよう御協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第104号 令和3年度御船町一般会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第1、議案第104号、「令和3年度御船町一般会計予算について」を議題とします。

8款、消防費について説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、8款、消防費について御説明いたします。予算書の99ページをお願いいたします。8款、消防費。1項、消防費。1目、非常備消防費。予算額3,548万6,000円、主なものは、1節、報酬、消防団員報酬です。939万7,000円。それと8節、旅費、消防団員費用弁償145万1,000円です。次のページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金、その中で、消防補償等事務に関する負担金976万円、それと消防団交付金442万1,000円となります。

2目、消防施設費。予算額2,189万6,000円、主なものは、10節、需用費で消防施設光熱費163万円となります。101ページです。同じく、消防施設費の中の14節、工事請負費86万8,000円、それと17節、備品購入費、これは消防団関係の備品購入ということで1,506万2,000円です。

ここでいったん説明を替わります。

○建設課長（野口壮一君） 同じく101ページをお願いします。3目、水防費。本年度の予算198万4,000円、主なものは、12節、委託料、並木ヶ丘調整池環境整備業務委託料72万5,000円。14節、工事請負費、小坂地区への水防倉庫設置工事費69万9,000円となっております。

○総務課長（藤野浩之君） 同じく101ページをお願いします。4節、災害対策費。予算額2,785万4,000円です。主なものは、10節の需用費で光熱水費140万4,000円。それと修繕費244万2,000円となります。11節、役務費、通信運搬費で109万9,000円となります。次のページをお願いします。同じく役務費で、災害対策費保険料ということで162万1,000円となります。それと委託料570万8,000円、これは保守点検委託料となります。17節、備品購入費388万3,000円、非常用備品の購入費となります。

5目、常備消防費、予算額2億6,945万6,000円。18節、負担金補助及び交付金ということで、上益城消防組合への負担金となります。

以上で、8款、消防費の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。8款、消防費について質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 2点について伺わせていただきます。まずは説明書の272ページ、消

防団の組織について、伺わせていただきます。今回、報酬で分団長については8名、班長については27名ということで予算が上がっております。町の組織及び部員に関する規則を見ますと、9分団がうたい込まれており、これは中で3分団については、水越を管轄するということですが、今分団の状況です。最終的に分団と班の状況はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在の消防団の組織としましては、団長、副団長、それと分団長、今3分団のほうが機能別ということでなっていますので、分団長としては8名の分団長ということになります。それと班長が27名ということで、27班あるということです。それと団員が336名ということで、今数をやっております。

○4番（福本 悟君） 分団の以下の、それぞれの班がわかれば報告をいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） 班の人数ということですか。数。1分団が5班あります。73人です。2分団は1班です。31人です。4分団が3班です。29人です。5分団が3班で41人、6分団が3班で17人、7分団が4班で46人です。8分団、4班あります。54人です。9分団も4班あります。71人です。それと、女性消防隊、令和2年度から組織に正式に加わりましたので、それが18人ということになります。

○4番（福本 悟君） 今、課長から答弁いただきました。現在は9分団のうち3分団が現在これはないということで、それぞれの分団長は8名ということですね。3分団については、近隣の分団からの応援ということでいいですか。はい。

それと次の、2点目の質問です。278ページになりますけれども、お尋ねのところ、積載車の管理について、いろいろな修繕費を見ますと、台数が37台、今課長から言われた班の数が27班、差し引きますと10台が、以前あったところが機能別になったということで、実際のところ、この残りの10台の積載車の管理については、消防団なのか機能別か、または自主防災ですか、どこが管理していますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団の積載車の管理、当然ポンプの管理につきましては、まずは班で管理はやっていると、維持管理は行っております。それと、機能別消防団につきましても、機能別消防団のほうで点検整備は行っております。

○4番（福本 悟君） 最後の確認ですが、ただ今課長から言っていました。残りの10台については機能別のほうで管理しているということですが、その積載車の

機能別に管理している、その手当は何か出ているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 機能別消防団につきましても、一部交付金という形で交付はやっております。

○7番（森田優二君） 説明書の272ページ、まず消防団報酬がありますけれども、一般質問でもしました。県の平均からすると、まだまだ御船も下であるが、そのあたりはどうなるのかということを質問しておりましたけれども、これについての考えをもう1回、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

消防団員の出動手当につきましては、国からの通知等もありまして、7,000円という形でこちらは報道があってございました。県内の状況を見てみますと1,000円から4,000円の間ということでなっております。平均すると2,000円程度になるのかなということでありまして、今回、町としましても2,000円の出動手当ということで、今回予算化をしております。ただ、出動の状況によりましては、拘束時間等が長くなったりとかする部分もあります。そのあたりは、今後検討していかなければならないのかということを思っております。

また、他町の状況等も調査する必要もあるのかなということで、今検討しているというところになります。

○7番（森田優二君） 今のは出動手当でしょう。私が一番初めに言ったのは出動手当の前に報酬関係、今は2万円ですけれども、県平均でいくと2万4,000～2万5,000円になっと思ったと思うんですけれども、そこらあたりの検討はなされたかということを質問したんです。まず、そこらいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） すみませんでした。今出動手当のほうで答弁いたしました。報酬関係ですけれども、そこについても、郡内の状況等も考慮しながら検討していくということで、今検討段階になります。

○7番（森田優二君） やはり火災とか人探しも一緒ですけれども、仕事を休んで来なければなりませんので、やはりそこらあたりは、もうちょっと県平均レベルぐらいには今後考えてほしいという思いがあります。

それと次です。出動手当ですけれども、これは先日熊日で、国が7,000円ということを出しておりました。ということは、ある程度そこらあたりは。ただ、今回の予算は、その

出る前の予算案ですので、そこらあたりは、これには反映できていないと思いますけれども、国がそういう考えを出してきたということは、そこらあたりは今後どういうふうを考えていきますか。

○総務課長（藤野浩之君） 出動手当につきましては、議員が言われたとおり7,000円という形で数字が出てきたということもあります。これも先ほど申しましたとおり、県内の状況、上益城消防組合管内の関係町との状況等も見ながら、それと団員の活動状況、出動状況、災害の状況、その辺を総合的に判断して、これもすみませんが、また検討していくという形になるかと思います。

○7番（森田優二君） この件に関しては、どうしても予算が絡みますので、やはり自治会等まとまって、国に要望とか何とかをするべきことが発生するかと思います。そうしたときには、もう町長も予算確保に頑張っていたいただきたいと思います。

次に280ページです。備品購入費が出ております。積載車2台、ポンプ2台になっておりますけれども、現在は、先ほどの話の中で、積載車が37台ですかね。年に2台ずつしていても15年以上かかるんですよ。そういったところを、やはり15年以上の車というところかなり古く、乗るキロ数は少なくとも、かなり古い車になってくると思います。これを3台とか何とか、そういう予算取りは今後できないのかをお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

更新を迎えるのに、約15年かかるということで、もうちょっと早く更新してあげたいという思いはあります。年に2台ということで、それぐらいの形で更新をいくということになります。それとポンプについても同じような形での更新をやっておりますので、年に2台というところで予算化しています。消防団員からの強い要望もありますので、そのあたりは財政当局と協議をしながら、予算要求を今後も行っていきたいと思います。

○7番（森田優二君） これは、先ほどの、20何班だったかな、班よりも多い台数があります。それも含めて、それから3分団は一応分団は残っておりますけれども団員はゼロです。やはり今後は、組織の再編というか、やはり分団の見直しをして、そういうことをすることによって今の、要するに約10台ぐらい車も余分にありますが、それを分団編成と班編成をしながら配置していくと、もうちょっと効率的なあれができると思うんですけども、そこらあたりは今回は予算に反映されておられませんけれども、そこらあたりの話はどうなっていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

消防団員の団員不足ということにつきましては深刻な状況にあるということで、消防団員のほうも新入団員の勧誘には努力をしているところであります。だから言われましたとおり、中山間地域の分団においては団員数が相当減ってきているということで、消防団の中においても団の統合については検討を始めたということになっていきます。

○7番（森田優二君） よその町の話をしてみると、甲佐町は、こっちの消防団の再編を早くしております。そういったことでできると思いますので、まずは再編を考えながら、機械等の配置も考えていってもらったと思います。

もう1つ、283ページです。防災行政無線の修繕が上がっておりますけれども、これについての説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防災行政無線の修繕ということで、今回予算化しております。内容につきましては、これは屋外拡声子局と水位計の修繕費となります。屋外拡声子局が今城、粒麦、小川野、南田代第1区、浅の藪、万ヶ瀬の6カ所の修繕工事ということになります。

それと水位計は七滝の川嶋の1カ所の水位計を行うということになります。屋外拡声子局につきましては、落雷、強風などの自然災害で故障したものであります。アンテナやバッテリー等が破損しているということになります。現在は仮の部品等で応急的に使用できる状況にはしております。したがって、無線放送には影響はないということですが、修繕が必要となります。

それと川嶋、御船川の水位計につきましては、部品が故障しておりまして、水位のデータが役場に通信されていないという状況になります。そのための今回の工事ということになります。

財源につきましては、町村会が運営する建設総合保険で対応していきたいと考えております。

○5番（田上英司君） 予算説明書の284ページの下の方から285ページにかけてなんですが、ここに食材と備品の購入、合計520万円ほどの記載があります。この中で、わざわざ括弧して（創意工夫分）と両方とも書いてありますが、創意工夫をしてない食材、備品というものがあるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ここに関しましての備品購入に関しましては、熊本地震の復興基金、これは御船町で基金のほうで積み立てております。それを財源として使わせていただいたということで、ここに創意工夫分ということで計上しております。

○5番（田上英司君）　そして、食材については災害用、備品については非常用という扱い方、表現というか、一緒ではなかろうかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（藤野浩之君）　食材につきましては、調理訓練用の食材ということで、今回原材料費で計上しております。また非常用の備品購入ということになりますので、この分については、備品購入費で予算計上しております。

○5番（田上英司君）　いつ発生するかわからないような災害に対応するということですね。こうして備品を、何を要するかと、非常に頭を使うところだろうと思います。

こういった見込みの予算を立てて計画的に毎年500万円ぐらいの予算を立てて準備されていくのか、ということをお尋ねいたします。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

備蓄品の整備計画ということにつきましては、地域防災計画の中に示しております。その計画に基づいた形で今整備を進めているところであります。その中で、5年間、特に食糧については保存年限等もありますので、5年をめぐりに今備蓄を行っているということになります。そのほかにつきましても、3年で計画する部分等もありますが、この整備計画に基づいて、今整備を行っているということになります。

○2番（井藤はづき君）　同じところになるんですが、まず、282ページに、感染症対策消耗品とありますけれども、具体的に何を幾つ購入されるのか、教えてください。

○総務課長（藤野浩之君）　具体的には備蓄用のマスクの購入としております。枚数として8,000枚程度購入を行うということで予定しております。

○2番（井藤はづき君）　では、285ページ、先ほども話題になりましたけれども、非常用備品購入費とありますが、このほかに、今現在何を幾つ持っていらっしゃるのかと、先ほど備蓄計画の話も出ましたけれども、その達成率は何%ぐらいなのか教えてください。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

現在保有している備蓄品ということになりますと、1番目は飲料水を用意しております。500ミリリットルの関係で、これは2,160本となります。それと、食糧としてビスケット、60食入りですけれども、これを400箱用意しております。それと毛布につきましては100枚、

レスキューシート関係、防寒用ですけれども100枚は準備しているというところです。それと、感染症対策ということでマスクが現在2万6,380枚ということで、今回、来年度また8,000枚予定するということになります。それと、指定避難所で使う備品、資機材ということで、リヤカーを今回令和2年度においては用意しております。これは、台数としては2台ということになります。

今回、予算化した中で、備蓄また整備していくということになりますと、全体的には約20%ほどの整備率という形になろうかと思えます。

○2番（井藤はづき君） 今話を聞いていますと、この備蓄品整備計画どおりにはっていないのかなという印象を受けるんですが、計画を立てたからにはそれに沿っていただきたいんですけども、この計画自体が現実的ではないのかなという印象も受けるので、その計画自体を見直していったほうが良いと思いますし、優先順位等あると思うので、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄品の整備計画ということで、考え方としましては、人口の1割の方のための備蓄品ということで、今計画をしております。それで、現在の1万6,900人ぐらいが人口となりますので、その1割ということで、約2,000人分を今想定したところの備蓄整備計画ということになります。この中で、特に食糧品につきましては、保存年限等があるということで、そちらは協定しているところがありますので、そちらから調達するという整備方針ではあります。それ以外については、こちらで整備計画に基づいてやっていくということで、計画どおりに進んでいない部分もあるかと思えます。これは、予算の関係等もありますので、これは整備計画、地域防災計画を立てておりますので、それに沿った形で、やはり整備していくということが必要かと思えます。

○2番（井藤はづき君） 予算の関係とか食糧品は協定を結んでいるところからという方針があるということでしたので、そういったところも踏まえた上で、この計画を作っていただかないと、何か全く計画どおりにいってないので、そこはきちんとしていただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） 地域防災計画に当たりましては、毎年6月に防災会議等が開かれますので、そのあたりで協議をしていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 説明書の286ページです。上益城消防組合負担金が、昨年に比べ、3,500万円ほど増えております。これの増えた理由、御船町だけなのか。そのあたりを御

答弁お願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） 消防組合の負担金ということで、令和2年度の当初予算が2億3,396万1,000円ということになっておりました。この負担金につきましては、9月の補正をしております。2,946万3,000円補正をしております、令和2年度の負担額としましては2億6,342万4,000円ということになります。今回、令和3年度が2億6,945万6,000円ということで、約600万円ほどの増額ということになっております。この増額になった要因としましては、上益城消防組合の総務管理費が増えていると。それと消防施設費、備品購入ということで、車両の購入があったということで、今回負担額が増額となっております。

○9番（福永 啓君） 上益城地域消防組合に対する負担金は、ちょうどその割合になっていると思いますので、御船町だけが増えているということではないということによろしいですね。

○総務課長（藤野浩之君） はい、そういうことになります。

○9番（福永 啓君） すみません、確認です。先ほど幾つか答弁の回答の中でわからなかったところがあったので。先ほど分団が26分団あるという答弁でした。そして車両が10台ほど余計にあるという答弁でした。その10台の保管は、機能別消防団が行っているという答弁でした。10台全部が機能別消防団のところが保管しているという理解でよろしいんですか。

○総務課長（藤野浩之君） その10台のうち、1台は役場で資機材車があります。これは町で管理しています。それと2分団につきましては、班の統合をしておりましたので2台あるということで、それは分団で2台は管理しているということで、残りにつきましては機能別消防団のほうで維持管理・点検等を行っているということになります。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の282ページに、防災士の予算が出ています。次年度のこの計画について、教えてください。日程等もある程度わかればですね。

○総務課長（藤野浩之君） 防災士関連ですけれども、今回、令和3年度につきましても、2年度と同額の予算を計上させていただきました。令和2年度において実施できなかったという部分もありますので、3年度はぜひいろいろな工夫をしながら行いたいと考えております。

開催の方法につきましては、日本防災士機構へまた再確認をしております。その中で、やはり講師を招き、2日間のカリキュラムにおいて受講をしていただくというのが条件と

なります。そして、その後試験があるということで、そこまで行うということになります。その関係で、どうしても50人以上の場所が必要ということになります。町としましては、カルチャーセンターホールまたは大会議室などを準備して行いたいと考えております。ただ、時期的には2日間の講習となる。それと、防災士機構側の講師の派遣をいただくということもありますので、ワクチン接種が全て済んだ後に予定をしておりますので、10月頃の開催を目指して今準備を進めているというところになります。

○議長（池田浩二君） これでは質疑を終わります。

次に、9款、教育費について説明を求めます。

○学校教育課長（西本和美君） 9款、教育費について説明します。102、103ページをお願いします。9款、教育費。1項、教育総務費。1目、教育委員会費134万2,000円です。主なものは、1節、報酬68万2,000円、教育委員4人分と18節、負担金補助及び交付金58万円、各種負担金です。

2目、事務局費5,544万7,000円です。主なものとして、1節、報酬の会計年度任用職員報酬609万8,000円、その他職員人件費となります。

105ページをお願いします。3目、教育振興費515万3,000円です。主なものとして、12節、委託料514万8,000円、外国語指導業務委託料、これはALT英語指導助手派遣に係る委託料です。

続きまして、2項、小学校費。1目、学校管理費1億6,904万4,000円です。町内小学校6校の運営に係る経費となります。主なものとして、106ページをお願いします。10節、需用費の学校施設光熱水費1,545万円です。次のページをお願いします。13節、使用料及び賃借料のパソコンリース料1,967万4,000円、小学校の児童及び教師用のパソコンリース料となります。

108ページをお願いします。2目、教育振興費3,567万2,000円です。主なものとして、12節、委託料1,990万1,000円、スクールバス運行委託料、滝尾小学校と七滝中央小学校のスクールバス運行委託料です。19節、扶助費1,307万6,000円、要保護・準要保護世帯への就学援助費及び特別支援学級在籍の児童がいる世帯への就学奨励費です。

109ページをお願いします。3項、中学校費。1目、学校管理費4,448万9,000円です。中学校の運営に係る経費となります。主なものとして、10節、需用費、学校施設光熱水費558万円です。111ページをお願いします。上の段12節、委託料の体育館及び特別教室棟屋

根改修工事設計委託料372万6,000円です。

2目、教育振興費2,579万7,000円です。主なものとして、12節、委託料1,068万7,000円、スクールバス運行委託料です。松の生・水越線と水源・浅の藪線の2路線分となります。112ページをお願いします。19節、扶助費1,090万7,000円、要保護・準要保護世帯への就学援助費及び特別支援学級在籍の生徒がいる世帯への就学奨励費となります。

説明を替わります。

○社会教育課長（沖 勝久君） 112ページをお願いします。5項、社会教育費。1目、社会教育総務費3,750万2,000円です。主なものですが、113ページをお願いします。地域未来塾、放課後子ども教室開催経費です。7節の報償費から8、10、11節の経費を合わせまして280万2,000円です。また、114ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金で、町青少年健全育成町民会議負担金112万円が主なものです。

次に、2目、公民館費524万7,000円です。主なものは、10節、需用費の分館電気料117万6,000円です。また、115ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金で、分館管理運営負担金106万1,000円が主なものです。

次に、3目、カルチャーセンター運営費7,067万8,000円です。主なものは、10節、需用費で、光熱水費843万8,000円、また次の116ページをお願いします。12節、委託料で、清掃・管理業務委託料528万7,000円と舞台技術業務委託料796万2,000円、117ページをお願いします。カルチャーセンター改修に係る設計監理委託料502万円。14節、工事請負費でカルチャーセンター改修工事費3,272万9,000円が主なものです。

次に、4目、図書館費471万5,000円です。主なものは、17節、備品購入費の図書購入費90万円です。

次に、6項、保健体育費。1目、保健体育総務費2,413万1,000円です。118ページをお願いします。主なものは、119ページになりますけれども、12節、委託料の健康教室委託料194万9,000円と、18節、負担金補助及び交付金で町体育協会補助金の175万8,000円、県・郡民体育祭出場助成金の126万5,000円です。

次に、2目、スポーツセンター運営費3,865万円です。主なものは、12節、委託料のスポーツセンター指定管理者委託料3,750万円です。

次に、3目、体育施設費537万8,000円です。120ページをお願いします。主なものは、12節、委託料の町民グラウンド指定管理者委託料280万円、14節、工事請負費の36万3,000

円です。

説明を替わります。

○学校教育課長（西本和美君） 5目、学校給食費7,870万2,000円です。学校給食センターの運営費となります。次のページをお願いします。主なものとして、職員人件費のほか、10節、需用費の光熱水費1,070万円、12節、委託料604万9,000円、これは給食配送車運転委託料のほか、各種検査・点検や害虫駆除、事業系ごみ収集の委託料となります。

説明を替わります。

○社会教育課長（沖 勝久君） 122ページです。7項、文化財費。1目、文化財総務費1,495万2,000円です。主なものですが、123ページをお願いします。13節、使用料及び賃借料の埋蔵文化財試掘調査の重機借上料124万5,000円。18節、負担金補助及び交付金で、地域コミュニティー施設等再建支援事業交付金、復興基金1,000万円です。

次に、2目、恐竜化石調査費987万8,000円です。主なものは、13節、使用料及び賃借料の調査研究用の機材リース料101万4,000円です。

124ページをお願いします。3目、恐竜博物館運営費9,016万5,000円です。主なものは、10節、需用費の光熱水費、125ページですが、538万5,000円と、12節、委託料の清掃委託料512万3,000円です。126ページをお願いします。15節、原材料費のミュージアムショップ材料費1,500万円と18節、負担金補助及び交付金で特別展実行委員会負担金1,500万円です。

次に、4目、自然史教育事業費427万6,000円です。主なものは、10節、需用費の消耗品費87万7,000円です。

127ページをお願いします。次に、9目、中山間総合整備発掘調査事業162万1,000円です。主なものは、7節、報償費の発掘整理作業報償費81万2,000円と10節、需用費の発掘調査報告書印刷費52万円です。

以上、9款の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。9款、教育費について質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 説明書の362ページです。こちらは図書館費が出ていて、読書感想文だとか啓発標語という企画が載っていますけれども、このほかに図書館として何か企画されているものというものはあるでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

現在、図書館は、コロナウイルス感染拡大防止のため、本の貸し出しのみを行っており、閲覧や学習を中止しております。令和2年度において、議員御指摘のとおり読書感想文や啓発標語の掲示、またそれと別に本のリサイクルなども行っております。また、町内小学生の図書館学習の受け入れのときに司書の講話を行っており、それとまた別に司書が出向いて授業において図書館の講話を行いました。

令和3年度につきましては、当然感染状況を見ながらということになりますが、今年度実施した行事に加え、もっと本に親しんでいただけるようなお話会であったり、また県立図書館の本をお借りして、ブック展などを開くことで、子供たちをはじめ、利用者の方々が参加できる企画について行っていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） いろいろな企画を考えられているということで、楽しみにしています。子育てふれあい館とかに出向いて読み聞かせをしたりとか、そういうのもいいんじゃないかなと思います。

次が384ページです。こちら384ページから恐竜化石調査費というのが出ていますけれども、御船町内での調査というのは、令和3年度はどのような計画になっているのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

令和3年度につきましては、組織的に集中して行う大掛かりな発掘調査については計画をしていない状況です。しかしながら、学芸員と調査員による野外調査のほうは継続して行いたいと考えております。調査を行うことで、新たな化石の発見であったり、収集に努めるとともに、必要に応じて緊急的な、小規模な現地調査、発掘調査を実施する可能性はあります。こちらについては、調査員の人件費と消耗品費で対応する予定です。

また、先般の答弁にもありますとおり、化石のまだコンテナの数がかなりありますのでそちらのほうの化石のクリーニング調査を実施して、化石の取り出し作業を進めるという計画をしているところです。

○2番（井藤はづき君） そのクリーニング調査がなかなか数多くて大変だというお話を前から聞いていましたけれども、令和3年度中にどのくらい進めようとか、そういう目標はあるのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

具体的にコンテナの例えば半分にするとか、そういった大きな目標は立てづらい状況で

す。なかなかクリーニング作業は細かい作業を要しますので、非常に集中力も要求されますし、また技能も要求される作業です。極力、1箱でも多くのコンテナの中にあるクリーニング作業を実施することで、現在ある化石のコンテナについては減らしていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） あんまり目標を厳しく設定しすぎると焦って作業が雑になってしまったりというのもあるでしょうけれども、ある程度計画的に進めていっていただきたいなと思います。

次が、371ページです。こちらに田代東部社会教育センター周辺草刈り清掃等管理料とあって、これは前のに少し増やしていただいたのかなと思って、ありがたく思っているんですが、これは今まで地域の方々が、旧田代東部小学校の草刈りをする中で、グラウンドとか体育館以外の部分もボランティアでされていた部分を見てくださいということによるしいですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

これまで田代東部社会教育センターの草刈りについては、地元の協力もあり大変お世話になっているところです。また草刈りの範囲についても、そのときの作業と併せて幅広くやっていただいているところには感謝を申し上げます。今回の部分については、その分の負担というの加味しながら、金額を算定させていただいたところです。

非常に、広さもある場所ですので、大変お手数ではありますが、今後とも御協力のほうをよろしくお願ひしたいというところです

○2番（井藤はづき君） 地元の方々もすごく思い入れのある場所なのでごく丁寧に草刈作業もされているんですけども、校舎側のツツジの植え込みがありまして、そこが間から雑草が生えてきて、主に草刈機を扱わない女性の方々が分け入って行って、手作業で時間をかけて草刈りをされているんですけども、そういった植え込みというのは、今後取り払って、例えば花を花壇にするだとか、そういったところでその草刈りの手間を省いて、その分の手間を校舎側に、校舎の清掃だとかに回せないかなと思っているところです。校舎も大分そでてきているので、今後活用しようとしたときになかなか難しい状況になってしまっはいけないので、今のうちから定期的に空気の入換えだとか清掃作業をしておきたいという地元の方々の願ひもありますので、草刈りにかける労力をそちらに持っていくような、そういう配慮をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 田代東部小学校の校舎関係ですけれども、先ほど言われましたツツジですか、植え込みのほうは抜根していただきたいという地域からの要望もありました。地域の皆さんで田代東部小学校の維持管理をお願いしていた部分もありますので、新年度に入り、そのあたりを地元と協議しながら、相談しながら進めていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 373ページに、屋根の話がまた出ているんですけれども、体育館屋根シート張り工事、今回は36万3,000円ということで出ているんですが、こちらはこういった工事をされるのか、説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

田代東部社会教育センター体育館の工事ですけれども、そちらにつきましては、毎年継続した形になります。シート張りを屋根に行う工事を予定しております。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、今までと同じ張り方になるのか、ちょっと工夫をされるのか、そういった点をお聞きしたいです。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

シート張りにつきましては、現場の状況に応じて張っていくことにはなるんですけれども、工夫できるところについては工夫をしていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 今の張り方だと効果がなさそうなので、ぜひ工夫をしてください。この点については、地域からもまた要望が上がってくるんじゃないかと思っています。

次に行きます。同じ373ページに、旧袴野小中学校の体育館維持管理負担金というのがあるんですけれども、こちらは今後もこういった形で行くのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

袴野中学校の体育館維持管理負担金ですけれども、現在まだ建っている状況です。基本的な管理は益城町でされますけれども、この負担金につきましては通常の草刈りであったりとか日常の監視業務の負担金となっているところです。学校は現在まだ存在しておりますので、日常の管理は続くものと見ております。袴野小中学校の施設が存在する限りはこういった形の負担金を支出する形になります。

○2番（井藤はづき君） 益城町さんも、この袴野小学校は、今の状態のままで行かれるというおつもりなのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

現在も施設というのが存在しておりますけれども、そこにつきましては、益城町と協議を重ねながら、今後の施設のあり方については考えていくものと認識をしているところで

す。

○6番（増田安至君） 説明書の301ページです。滝尾小学校のグラウンドの水漏れの調査というのが入っています。これは震災直後から2年目、3年目、少しずつ水が漏ってきて、去年、運動会のときに教育長とお話しして随分大変なことになっているねというところからの調査だと思うんですけども、震災後から2年目、3年目のときには教育委員会に学校側からの報告は何かなかったのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 震災後から報告はあっておりましたが、この湿る位置が移動しておりまして、今後広がるのか、もしくは止まるのかというところで様子を見ておりました。

○6番（増田安至君） 上の山伝いに下りてくる水で、とてもやっかいな状態で、授業中も子供たちはあそこに近づかんやったり、いろいろしながら、工夫されながらの授業があっていたと思うんですけども。今回、地質調査次第になるんでしょうけれども、あの上の池があったり記念碑があったり、いろいろしている、あの場所全体が水の範囲が結構入ってくる水路もあって、調査の範囲が広がるかもしれませんが、その辺の何か話とかは、この結果を持って聞かれるということで。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の調査費については、地質調査とまた改良方法についての御提案もいただく予定となっております。

○6番（増田安至君） そしたらまた、その結果を持ってまた御報告いただくということで理解しとってよろしいですね。

○学校教育課長（西本和美君） この調査を受けて、また工事費も改めて算出したいと思っております。

○6番（増田安至君） 最後ですけど、資料の355ページです。AEDのリースのところですけども、AEDに関しては全公民館に設置してほしいぐらいのところなんですけど、これはここだけですかね。それとも希望か何かあれば貸し出しみたいな形はとれるのかというところの確認です。

○社会教育課長（沖 勝久君） AEDのリースにつきましては、公民館の分館のみの設定となっております。

○議長（池田浩二君） ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時15分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○5番（田上英司君） 予算説明書の360と361ページです。ここにカルチャーセンターの補修3,200万円相当額の金額等も書いてありますが、私がお尋ねしたいのは、ここでも（創意工夫分）という括弧書きがあるんですが、これをぱっと見た限り、創意工夫したけれども対象外となって工事されなかったという印象を持ったんですが。ここで言う創意工夫分しか工事をしないのか。このここで言う創意工夫分の意味を教えてくださいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私のほうでお答えしたいと思います。

ここで言います括弧書きの（創意工夫分）と言いますのは、先ほど言いました基金を活用した事業ということで、その基金が創意工夫分という形で示しておりますので、そういう財源をこれに充てたという意味でここに示させていただいております。

○5番（田上英司君） それは専門の担当課でないとわからないですね。それをなぜ創意工夫という表現にされたのかと、あえて創意工夫という4つの漢字を持ってきて当てたかということなんです。我々ふくめて、普通の人間にわかりやすい何か表現はなかったものかと感じておりますが。今後いかがですか、御検討される。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

熊本県の熊本県熊本地震震災復興基金という名称は、これは創意工夫分という名称になっておりましたので、それをそのままここで採用させていただいたという形になっていまして、もしわかりにくければ、この前に平成28年熊本地震とか、そういう形で名称を付け加えたいと思っております。

○5番（田上英司君） 予算関係には全く支障はないんですけども、表現のことを、もしそういうお考えの余地があればよろしくお願ひしたいと、以上でございます。

○3番（宮川一幸君） 予算説明書の361ページの、今のカルチャーセンターの改修工事の関

係でお尋ねします。361ページの工事請負費です。今、田上議員が聞かれたところと同じところですが、カルチャーセンターの外壁工事は、熊本地震のときに外壁も多分修理をしたと思うんですが、その後、またどこか壊れたところが、修理をするところがあったのかなと思いますが、場所についてはどのあたりかをお尋ねいたします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

カルチャーセンターの改修工事費ですけれども、議員御指摘のとおり、外壁は一応補修等は行っております。ただ、時間も経過しまして、地震の影響というところで、南側の外壁であったり、また屋根に歪みが生じた関係で、かなりホールまで雨漏りがしている状況です。特に昨年大きな雨を経験しましたがけれども、一番すごいときといいますか、一番雨漏りがあったときは、衣装ケースを天井裏に持っていきまして、それが満杯になった。それも2ケースほどあったということでございまして、これも急に対応するべき部分ですので、今回予算を計上して対応するというところなんです。

○3番（宮川一幸君） 地震のときも大分被害があったんですが、そういった形で目に見えないところが今回出たという形で、私がいたときもホールのところには雨漏りがしたという形で原因がわからなかったという形もあったので、そういったのがようやくわかってきたのかなと思います。大変でしょうが頑張ってください。

続いて、383ページです。地域コミュニティの施設再建支援事業交付金についてなんですが、1,000万円予算を付けてあるんですが、これはたしか総務課の事業だったと思うんですが、どこか場所は決定しているのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） これも熊本地震の復興基金を活用した事業ということで、これはこれからの要望を想定したところでの予算ということになります。

○3番（宮川一幸君） はい、わかりました。すぐ対応ができるような形で予算を立てられたということですね、今後ともよろしくお願いします。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の301ページ。先ほど増田議員が滝尾小学校のことを質問されましたが、木倉小学校も地質調査ということで入っております。これの理由を教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） 木倉小学校グラウンド地質調査委託料についてですが、木倉小学校も滝尾小学校と同じく、プールの手前側、プールの前の部分が水はけが悪く、ぬれたような状態が続いておりますので、今回地質調査を行い、滝尾小学校と同じように改良

方法についても、御提案いただくようになっています。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。ではついでに302ページに、御船小学校体育館前の舗装ということで上がっているんですが、これは何か理由があって舗装がしてなかったのではないんですか。どうでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 御船小学校体育館前の今の駐車場の場所につきましては、御船小学校が改築されるときに、まだあそこに給食センターが建つ可能性があり、舗装されずにそのままとなっております。その後、雨水等で表面の砂利が流されてしまい、今大きな石が残った状態で、下水道のふたも少し表面より出てきている状態です。児童がつまづいたりということが起きておりますので、今回舗装工事を計上しております。

○10番（田上 忍君） 理由はわかりました。舗装することによって、何かその後弊害とかは何もないと思われていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 雨水に対して心配しております。それについても今回委託料で設計委託料を上げておりますので、雨水の影響がなるべく出ないように設計をお願いしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。続いて336ページに、これは体育館及び特別教室等の修繕ということで、今回設計が上がっておりますが、工事が入っていないんですけど、工事については、いつ頃を計画されていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 次年度以降になる予定です。

○10番（田上 忍君） というと、次年度以降に持ち越しても問題ないということなんですね。

○学校教育課長（西本和美君） 雨漏り等はあっておりますが、修理はしております。

○10番（田上 忍君） いや、だから、それで問題はないということかどうかを聞いたんですけども。

○学校教育課長（西本和美君） 今、雨漏りがしたり、かびが生えたりということはありません。ただ、雨漏りが発生しており、全体的に老朽化しておりまして、長寿命化計画の中でも優先的な箇所として上がっておりますので、なるべく早いうちに工事をしたいと思っております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。あと、昨日も建設課で小坂小学校前の交差点の改修がありました。教育委員会ではPTAとか、その他関係部署と一緒に通学路の安全点検をやっております。安全点検後の、それに対して何か、安全確保するために何か

予算を取らなければいかんものとかはなかったんですかね。今回、教育委員会の中には全然出ていませんが。

○学校教育課長（西本和美君） 学校教育課では関係機関に来ていただいて、安全点検を行っております。道路管理者、防犯担当、安全協会からも来ていただいておりますが、各々が各々の機関に改修が必要な場所を持ち帰って、それぞれの機関での最重要な問題点として改善に向けて努力していただいております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。この点については、今度一般質問等で詳細に聞きたいと思います。

最後になりますが、373ページ、先ほど井藤議員から質疑があったと思うんですが、田代東部地区の社会教育センターです。この改修でシートの張り替えということで、この金額、昨年よりかなり減っています。毎年このシート張り替えとか出てくるかと思うんですが、何か本格改修とか、そういうのは考えていないのですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

これまでも数々御質問がありまして、シート張りで対応するということで対応しているところです。一度に大きな改修ができればという御意見はごもっともだと思います。有利な財源であったり補助金等を見つけながら、大規模改修ができる方向を探っていきたくと考えております。

○10番（田上 忍君） 毎年こうやってちょこちょこシート張り替えといったら結局やはり1年ぐらいで劣化して、またせないかんとなると思います。やはり本格的に改修をしてほしいと思います。このあたり、企画財政課あたりで何か予算はないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

大幅な大規模な改修をするというのはそれだけの予算がかかるということで、何千万円かかってくると思います。今、ここで、工事請負費の中でもふるさと納税という額で財源を使っておりますけれども、そのあたりも今後は活用して、比較検討もしてみてもいいと思いますけれども、今のところの計画ではシート張りということになっておりますので、それで対応していきたいと思います。

○1番（中城峯雄君） 372ページです。町民グラウンドの指定管理料280万円計上されています。町民グラウンドは今どんなスポーツで利用されていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

町民グラウンドにつきましては、利用ですけれども、主に学童野球であったり、また小学生、幼児向けのサッカー教室であったりが主に利用されているところです。

○1番（中城峯雄君） グラウンドゴルフ大会は把握されておられませんか。グラウンドゴルフ大会の、町内、例えば社会保険のグラウンドゴルフ大会、私も何度か行きましたけれども、サッカーとか野球だったら多少の石ころがあっても大丈夫でしょうけれども、グラウンドゴルフ大会は150人ぐらい集まるんですよ。その中でやはりグラウンドゴルフはちょっと石ころがあると方向が狂ってしまいますが、みんなその中で何とか整備してもらえないかという意見が強いんですが、この場合、町であるのか指定管理者がするのか、お尋ねします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

グラウンドの整備ですけれども、日常的には指定管理者でトンボ掛け等を行っているところですが、石の問題につきましては十分把握をしているところです。社会教育課でも指定管理者がトンボを掛ける以外で、石を拾ったりすることもあります。こういった大掛かりなものについては町で対応していくということになるということです。

○1番（中城峯雄君） 娯楽施設が本当に少ない状況がありますので、ぜひとも、それは石を拾いよったって間に合うことではなかです。もう1回山砂あたりを上からひくと、そういったことを検討していただけないでしょうか。よろしくお祈いします。

○9番（福永 啓君） まず、教育費全般についてお聞きいたします。これは例年指摘しているところではあるんですが、平成30年7月12日付け第3期教育振興基本計画を踏まえた新学習指導要領に向けての学校のICT環境整備の推進についての通知というもので、最低限必要なICT環境が示されています。補正予算及び本予算で、相当そのICT関係のものが盛り込まれているなどは感じているんですが、今回の予算で、その通知内容を満たすICT環境整備がなされているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 令和2年度から令和3年度への繰越事業が完了すれば、通知内容を満たすICT環境が整います。令和3年度、今予算での計上はありません。

○9番（福永 啓君） とすると、補正予算で繰越しで、もう既にこれは整えることができていると、やっとなですね、よかったですと思います。これはベースですので、ベースから上乘せのほうも頑張っていたいただきたいと思います。

次、予算書109ページ、これも例年申し上げているところではあるんですが、ほぼ経常

経費で年度別の事情にあまり左右されない消耗品費等が中心の需用費、これは小学校費をまず見ているんですが、今年度予算ベースでは、昨年度予算ベースより200万円ほど増えています。ここは非常に評価したいと思います。しかし、震災前の決算に比べるとやはりまだまだ低いんです。中学校費でも同じような傾向があります。増えているんですけど、まだ一番高いところまでは行っていないと。

質問なんですけど、学校の現場では、この現状、今の予算でも十分と感じていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 十分とは感じておりませんが、町全体の予算の中で、財政部局と協議しながら要求をしております。

○9番（福永 啓君） 七滝中央小学校に籍を持つ子育て世帯の移住者が増えてきていると思います。実際に私も何組もお会いしました。その方々は、みんな七滝に入れたい、教育環境のいいところに入れたいとか、御船町の教育を目指して引っ越してこられます。教育の充実が御船町の課題である移住・定住に及ぼす影響は大変大きいと思うんですが、そのあたりは企画財政課長、どのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

移住希望者の方には、教育の充実を求められていらっしゃる方もいらっしゃると思います、福永議員のおっしゃるように。町としましては、この教育環境の提案できるカードとして持ち合わせる事ができますので、移住施策にとってはいい影響を与えるものと考えております。特に、今言われたように、子育て世代の方は有効的な考えだと思います。

○9番（福永 啓君） 有効的ですし、実際にそれを目指していらっしゃる方が何人も増えています。1人増えると財政にも400万円の影響がありますから。財政的裏づけをきちっと取って頑張っていたきたいと、毎年要望していきます。

次295ページ、心豊かな子どもの育成事業補助金ですが、これもやはり従来のように事前の事業計画が必要で、それに対して町が学校に補助金を交付するというタイプの補助金ということよろしいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 事前の事業計画は必要です。なお、心豊かな子ども育成事業補助金のほか、研究指定校補助金や総合的な学習の時間補助金は学校それぞれに必要なものを検討して使用できる、校長裁量で使える補助金となっています。ただ、それについても事前の事業計画は必要となります。

○9番（福永 啓君） いろいろな補助金があって、学校で校長の裁量で使える補助金も多いんです。それにしても、必ず事前にこういうことをしますというのがあって、初めてそういう補助金が入ってくるという形ですね。学校の現場、これは本当に何か緊急的なものに対応する、また子供の教育に対応するためにも、フレキシブルに使える補助金とか、そういう財源というのが、やはり一番有効活用できるのではないかなと思います。これは校長先生に私が複数お聞きしたら、「それはぜひ」としか言いなはらんですよね。そのようなタイプの補助金はほかの町村にはあります。御船町にはありません。そのあたり、今後導入とか検討とか、そのあたりを私強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 今御紹介しました補助金につきましては、事前の事業計画は必要ですが、そういう何がしか必要なことができましたら変更して使うことはできますので、柔軟に対応していきたいと思います。また、各学校におきましては、民間企業等の助成金ももらっていらっしゃると思います。それについては、比較的自由にお金を使うことができますので、そういう御案内も併せてしていきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 過去に学校とかに寄附すると、やはり5万円とか10万円とかでも大変喜びなはるですよ。これは使い勝手がいいと。やはり現場はそっちです。そのことは十分わかっていらっしゃると思いますので、現場を信用して、そのようなタイプの補助金も設けていただけたらなと思います。

次、302ページの高木の体育館のだけ説明がなかったので、高木の体育館の床補修工事の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（西本和美君） 高木小学校体育館の床面は、老朽化により床板が割れたり、また釘が浮いているところがあり、けがをする危険があります。学校で見つけた部分についてはガムテープを張るなどして補修をしておられますが、やはり危険であると判断しましたので、今回全面張り直しということで計上しております。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。次、361ページ、宮川議員から先ほど質問がありましたが、この工事は、いつ始まり、いつ頃終わる予定で、その工事最中に利用できるのかどうか、そのあたりをお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

カルチャーセンターの工事につきましては、先ほど答えましたとおり、屋根と外壁の改修を予定しています。予定としましては、上半期に設計を行い、下半期に工事を予定して

おります。当然、年度内の完了というところで計画をしているところです。

当然工事を行いますので騒音も予想されるかと思えます。設計業者が決定した後に、どれぐらいの騒音が予想されるかを協議して考えているところです。また、当然音もします。利用についてやはり制限する期間も出てくるかと思えますが、そこは十分配慮しながら、利用できない期間が発生する場合には広報紙、町のホームページなどを通じて、事前の告知、お知らせを行いたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 次です。163ページ、図書館です。先ほど井藤議員からも若干質問がございました。やはり図書館で、これでは購入費しか入っていないんです。御船町の図書館は大変狭い。これを有効活用するためにも、デジタル、例えば国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスというのもございます。これを導入するだけで、数万点の資料が、非常に大変な郷土の資料も含まれた、御船町郷土の資料も含まれた、大変重要な資料がここで見るのとコピーすることができるようになります。そのようなことは検討されましたか。また今後このようなことを導入する計画等がありますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

議員の御質問にありました国会図書館のデジタル資料の送信サービスにつきましては、勉強させていただきました。大変貴重な資料が多いというところで、私も初めて見て驚くばかりでした。今回の予算に上げています部分につきましては、普段の、日常の貸し借り専用で使っているパソコンのリース料です。まだインターネットの接続もしていないようなパソコンの状況です。当然勉強させていただいた段階です。国会図書館のデジタル送信サービスについては、登録も行っておりません。司書に問い合わせましたところ、現在利用者の方から具体的なお尋ね等問い合わせはない状況です。ただ、私も勉強させていただいて、貴重な資料がかなり多いものですので、当然、利用については導入は視野に入れていきたいと考えています。また、こういったデジタル送信サービスについてお尋ねがあった際には、県立図書館などの図書館の利用をお勧めしていくところです。今後の導入につきましては検討していきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） 甲斐宗運と検索しただけでも本当に資料がポンと出てきます。これは御船の資料ですよ。ここで手に入らない資料がいっぱいあるんです。そういうものが手に入ります。あと、同じくデジタル化に向けて検索サービス、図書館はやっていますよね。いろいろなデータベースの検索サービス、そういうのを皆さん非常に有効活用されていま

す。小さい図書館でも、これは同じように大きな図書館とできるものですので、今後これも含めて十分検討していただきたいと思います。

次、373ページ、さつき袴野の話がありました。お話をお伺いしたいんですが、この体育館、今回の予算は、これはあくまでも体育館に関するものですか。ほかの土地の除草とかそういうものも含まれているのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

建物もそうですけれども、敷地を含めたところの草刈りであったり、日常の管理の負担金として支出をしているところです。

○9番（福永 啓君） 体育館は、今現在、何か利用はされていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

現在、利用については行われていないというところで伺っております。

○9番（福永 啓君） 御船町はこれを持っている限り、このお金がずっと入ってきて、町民に何の得もないということになっちゃうんですね。ですので一日も早い売却等も検討して進めていただきたい。ほかのところで見たんですが、体育館を売りますとか、ヤフオクに出ていましたよ。結構そういうのでぱっと買ったりする方もいらっしゃいます。そのように、私はヤフオクに出せば一発で売れるんじゃないかなと思っています。早い売買を検討に入れて、検討していただきたいと思います。

最後です。384ページ、これはロッキーの海外関係のが出ております。そもそも海外、これは両方の問題なんです。日本が行ける状態にあるか。向こうが受け入れられる状態にあるかという状態なんです。そもそも、最初にこれを立てるのが現実的なのかどうか。もっと現実的な町内の、これに代わって今年度はカバーできる町内の化石発掘とかに入れ替えたほうがいいのかと。せつかく予算があるのにずっと待っていて、じゃあ行けませんでしたというのではなくて、もう最初から町内の化石発掘のほうにこれは組み替えとかそういう事業をした方がいいのではないかと、そのようにも感じるんですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

海外調査について、現実的なのかという質問ですけれども、ロッキー博物館にお問い合わせをしたところ、ちなみにモンタナ州では既に人口の33%がワクチン接種を終えているそうです。また、マスクの着用であったり、レストランの入場の制限はありますが、中に

は制限も解かれた地域があるということで、徐々に通常の状態に戻ってきていると伺っております。このまま、アメリカでの対策が進めば、野外調査についても十分期待できる可能性があるということですが、当然、質問にありますとおり、国内の状況というものも考えなくてはいけないと思っております。

当然、国内の夏までの状況はまだわからない状況です。実施の判断については、状況を見ながら行っていきたいと思っております。

また、発掘調査ですが、先ほど答弁しましたとおり、大規模な調査というものは計画しておりません。先ほどと重なりますけれども、学芸員と調査員による野外調査を実施して、小規模な発掘調査を実施する可能性はありますが、これについては、先ほども申しましたとおり、現予算の中で対応していきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 町民及び議会からも、町内の化石の発掘の要望、これは毎年出ております。それは、ほぼ議会の総意といってもいいと思います。その障害として出てくるのが、いつも過去に発掘したものが余っているということです。そして、こういうなかなか海外に行けない時期、そういう事業が行えない時期にこそ、普通に考えるなら、このたまっている作業をしてしまって、そして次への一步を踏み出す、本当にいい機会だと思うんです。ですから、このところで、ぜひそういう海外に関してよりもたまっている作業を、町内のをしていただいて、町内の発掘のほうに少しでも力を入れていただきたいと思っております。これは私の個人の思いではなくて、議会としてまた申し入れすることもあるかもしれませんので、お考えをお伺いしたいと思います。

○7番（森田優二君） 初めに、今の関連ですが、大体、先ほどの話でありましたコンテナ、これは町で出ている化石ですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

そのとおりです。

○7番（森田優二君） それから、もう1つ、地元の屋外調査をされると言われましたけれども、その予算はどこに組んであるんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 恐竜化石調査費で計上しております。予算説明書でいきますと、384ページからになります。

○7番（森田優二君） 何か、384ページからということは、その中で諸々入っているという説明かな。この部分がその人件費ですよというのはないんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 説明が足りませんで申し訳ありません。現地調査につきましては、調査員報酬で計上しているところです。

○7番（森田優二君） やはりこういう質問は出ますので、大体どれぐらい計画していると、そういうことを今後も質問があったときにはきちんと答弁ができるようにしとってください。

それから、今質問もありましたけれども、野外調査費で一応組んでありますけれども、やはり地元をどうするか。それについては、私も何回も言ってきました。科学研究費あたりを活用した計画もできるのではないだろうかということ saying きてきたんですけれども、そういった話はあっているんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

科学研究費の利用についても十分検討しているところです。ただ、科研費につきましては、現地調査した後の発掘された化石の部分についてを対象としているものですので、当然そのほうは検討しながらやっていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 発掘調査のほうにはそれは利用できないんですか。いずれにしても、北海道のむかわ町は北海道大学と共同です。御船も熊大あたりがありますので、そういったことができると思うんですけれども、そういった話まで話が出ているんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

確かに、議員の御質問のとおりむかわ町では北海道大学と共同で研究をなされています。今後につきましても、御船町でも共同で研究できるお相手を探しながら、実施していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） この件は、もう何年も私が言っているんですよ。だから、そういったところを、やはり話をしたらでききちんと説明をしながら、そして、結局これは予算に、要するに令和3年度の計画にも絡んできますので、そこらあたりはきちんとしてください。

次386ページです。委員報酬があります。恐竜博物館の協議会委員報酬になっておりますけれども、これの説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

こちらにつきましては、恐竜博物館の協議会の会議を開いた際に、委員に報酬を支払っているところです。

○7番（森田優二君） どういったことを、話し合いをするのか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

恐竜博物館全般のことになりますけれども、運営、特別展、また研究であったり事業の実績また来年度に向けての予定計画について、委員の皆様にお示しをしているところです。

○7番（森田優二君） 博物館全般的な運営というか、そういったところの協議会ということですね。

次、390ページ、手数料があります。これの説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） 390ページの手数料ですけれども、1つは、博物館で産業廃棄物の処理の手数を組んでおります。またキャッシュレス決済ですけれども、先般議会で補正予算を通していただきました。QRコードであったりバーコード、クレジットカードの決済に伴います手数料相当分について、今回計上しているところです。

○7番（森田優二君） 次に392ページです。原材料費が上がっておりますけれども、一応1,500万円売上のほうで2,180万円ほど計上してありました。これは消費税はかからないんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

消費税につきましては、消費税法の規定に基づきまして、一般会計におきましては、消費税の納付は発生しないということになっております。

○7番（森田優二君） 一般会計においてですけれども、これは販売品でしょう。販売品ということは、消費税1,000万円以上は納税の義務が発生するとは思いますが、そこは役場の場合は要らないということですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

消費税法の60条第6項ですけれども、国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業にあつては、消費税額を生じさせないような法律の手当となっております。ですので、法的な問題はありません。

○7番（森田優二君） それははっきりそれでいいんですかね。

○社会教育課長（沖 勝久君） ただ今お答えしました裏づけにつきましては、税務大学の講本、消費税に関する部分ですけれども、国等に対する特例の部分を読み上げさせていただきました。

○7番（森田優二君） だけん、その特例で間違いないんですね。そこだけを答えてもらおうと

よかです。

○社会教育課長（沖 勝久君） そのとおりです。間違いありません。

○7番（森田優二君） そういうことなら、私もまたきちんと調べますので。恐らくかかると
思いますけれども。

次に、393ページです。恐竜博物館の基金積立金が1,000円計上してあります。これの根
拠は。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

昨年度も答弁させていただきましたけれども、当初予算におきましては、利息分のみの
計上としているところです。

○7番（森田優二君） 利息分の計上ではなくて、これは実績があるでしょう。毎年特別展を
したら大体幾らぐらい上がるということがですね。去年もこれは質問したと思うんですけ
れども、やはりそこから例えば300万円上がっているなら、100万円でも何でもいいけれど
も、利息分というのは、ちょっと計上の仕方がおかしいと思うんですけれども、どうです
か。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

確かに議員の御指摘もごもっともなところでございますけれども、特別展自体の利益分
がどれだけ出るかというのは、なかなか予想もつきません。また、今年はこのような状況
ですので、開催そのものが、当然開催したいとは考えておりますけれども、なかなか予想
もつかない状況です。御指摘の部分につきましては今後検討させていただきたいと考えて
おります。

○7番（森田優二君） その話は去年聞いているんですよ。全然逆に検討しとらんとかこっ
ちから言わにゃんようになりますので、そこはやはり同じようなことはしないようにする
のが当たり前と思うんですけれども。

それから、グッズ販売、これは恐竜博物館入ってすぐのところで行っているんですよ。
交流ギャラリーの入り口のところというか、あそこでやっている販売のことですよ。

○社会教育課長（沖 勝久君） 博物館内のミュージアムショップの分になります。

○7番（森田優二君） ミュージアムショップというか、今言ったように、玄関というか、入
り口から入ってすぐの、あの部分ですよ。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

そのとおりです。

○7番（森田優二君） 昨日も商工観光課のほうで言ったんですけども、あそこは交流ギャラリーの入り口なんです。入り口の前で、入り口を塞いで、横からもありますけれども、正規な入り口と思うんです。それと、あそこは逆に非常用の避難路というか、の看板とか、あれは掛かっていないんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

非常案内につきましては、博物館中庭といいますか、観光交流センター方向並びに庁舎、カルチャーセンター側のほうに掲示はしてあります。

○7番（森田優二君） いやいや、非常口の看板はないのかなと言っているんですよ。

ここの活用というのは、これはどういうふうにするかで恐竜博物館が生きるか死ぬか、そこまできなってしまうと思うんですよ。ただ普段は、特別展以外はあそこを遊ばせておいても何もならないと思います。やはり予算を立てるに当たっても、そこらあたりを含めて協議をしながら、商工観光課で、特別展以外はどういう使い方をするのか、そこまでするのが、それを予算で出してくるのが予算案と思うんですよ。だから、そういうことが全然してないということでしょう。今の、現時点ではですね。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

ギャラリーの活用につきましては、博物館としては、特別展の開催であったり、また通常は空いている時間とおっしゃいましたけれども、団体利用のガイドンスの会場ともなっております。今年度、TKUと共同で「ONE PIECEおとまつり」という形で2月末と3月の頭に実施をすることもできました。今後の活用につきましても議員御指摘のとおり、空いた時間がなくなりますよう、関係するところ、商工観光課、観光協会とも連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） これ以上言うと、一般質問で言ったほうがいいので言いませんけれども、やはり今言っているところは予算案を立てるに当たって、見た限り活用ができてない、要するに商工観光課と社会教育課、恐竜博物館本体とが2つが中にあるもので、そういうことになっていると思います。だから、逆に密に話をしながら、次年度予算を立てるに当たってもそこまでするのが当然だと思います。

そういったことでちょっと言いましたけれども、今後はちゃんとそういうところは考えていただきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 1点だけ、確認。今のやり取りの中で消費税のことがあったんですけど、このグッズ用原材料費が411ページに上がっていますが、これは消費税抜きで購入されるということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

グッズ材量の購入ですね、これは消費税は入っております。10%の消費税を掛けたものがこの金額です。町は消費税込みで購入ということになります。

○議長（池田浩二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより1時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時04分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お知らせします。本田教育長は所用によりしばらく退席されます。

次に、10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費までの説明を求めます。

○農業振興課長（井上辰弥君） 10款、災害復旧費、説明いたします。歳出予算説明書の127ページをお願いします。10款、災害復旧費。1項、農林水産業施設災害復旧費。1目、農地災害復旧費。本年度予算額1,143万8,000円です。14節、工事請負費1,443万8,000円、令和元年災23件分になります。

次に、2目、農業用施設災害復旧費。本年度予算額2,805万1,000円です。128ページをお願いします。主なものは、14節、工事請負費1,208万5,000円、令和元年災19件分になります。

建設課と替わります。

○建設課長（野口壮一君） 同じく128ページをお願いします。2項、公共土木施設災害復旧費。1目、道路橋梁施設災害復旧費。本年度予算431万2,000円、129ページをお願いします。主なものは、13節、使用料及び賃借料、積算用パソコンリース料137万1,000円です。

4目、宅地耐震化事業。本年度の予算3,167万5,000円。主なものは人件費と12節、委託料、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る委託費462万円。14節、工事請負費、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る工事請負費823万4,000円。21節、補償補填及び賠償金、同じく大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る報償費510万5,000円です。

以上で10款、災害復旧費の説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 130ページをお願いします。11款、公債費。1項、公債費。

1目、元金14億1,531万9,000円です。2目、利子6,849万6,000円です。

12款、諸支出金。1項、普通財産取得費。1目、土地取得費1,000円です。

13款、予備費。1項、1目、予備費1,000万円です。

以上で、一般会計歳出予算の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費について、質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 予算説明書の411ページです。最後のほうで今説明いただきましたが、普通財産取得費1,000円、これは何かのお考えがあつての1,000円だろうと思うのですが、取りあえず1,000円で買えるような不動産はないと思いますので、何か将来どういう形でお使いになるのか、説明いただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） これは用地取得費ということですが、この1,000円は存目であります。

○5番（田上英司君） ぞうもくというのは、山の木ですよ。

○総務課長（藤野浩之君） これは、用地取得があつた場合のための「存目」ということで、今1,000円を計上しているところです。

これは、用地を取得するための予算立てということで項目を作っているところです。

○5番（田上英司君） いつまでもお尋ねして申し訳ないんですが、わずかな金額で、何で、残すなら残すと予備費みたいにかんりの額を置いた方がいいんじゃないかなと思うんですが、ぞうもくとしてということで、何か予定されているんじゃないかなとは推測はされるんですけれどもね。

○総務課長（藤野浩之君） 取得があつた場合は、補正で対応するというので、この目を設置しているということになります。

○5番（田上英司君） 一応、ぞうもくとしての言葉は理解不足なんですけど、取りあえず

1,000円立てておこうかと、当然、誰も常識的にも金額が足らんごとなる。そのときにまた補正でも組むかということでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、考え方としてはそういうことになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 以上で、令和3年度御船町一般会計予算についての質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第104号、「令和3年度御船町一般会計予算について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第105号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第2、議案第105号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 国民健康保険事業特別会計予算について説明します。初めに歳入から説明します。7ページをお願いします。1款、1項、国民健康保険税。1目、一般被保険者国民健康保険税3億5,859万9,000円。2目、退職被保険者等国民健康保険税2万1,000円。

8ページをお願いします。4款、使用料及び手数料。2項、手数料。1目、督促手数料25万円。

7款、県支出金。1項、県負担金、補助金。1目、保険給付費等交付金17億3,083万9,000円。これは、1節、普通交付金16億9,659万4,000円と2節、特別交付金3,424万5,000円です。

10款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、基金運用収入は存目です。

11款、繰入金。1項、1目、一般会計繰入金1億9,058万2,000円。法定内繰入れとなります。

9ページをお願いします。2項、1目、基金繰入金、存目です。

12款、1項、繰越金。2目、その他繰越金4,500万3,000円。

13款、諸収入。1項、加算金延滞金及び過料。1目、一般被保険者加算金及び2目、退職被保険者等加算金は存目です。3目、一般被保険者延滞金30万円。4目、退職被保険者等延滞金及び5目、過料は存目です。

10ページをお願いします。4項、雑入。1目、一般被保険者第三者納付金300万円。2目、退職被保険者等第三者納付金及び3目、一般被保険者返納金、4目、退職被保険者等返納金はそれぞれ存目です。5目、雑入50万円。

国庫支出金は廃款となっております。

以上、歳入合計23億2,910万3,000円です。

続いて、歳出を説明します。11ページをお願いします。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費4,176万8,000円。主なものは、12節、委託料の国保連合会共同電算委託料280万6,000円、レセプト点検委託料152万6,000円、国保市町村事務標準システム委託料1,590万6,000円などが主なものとなります。2目、連合会負担金114万8,000円。

12ページをお願いします。2項、徴税费。1目、賦課徴収費16万6,000円。

3項、1目、運営協議会費27万円。主なものは、1節の国保運営協議会委員9名の報酬です。

4項、1目、趣旨普及費13万6,000円。

2款、保険給付費。1項、療養諸費。1目、一般被保険者療養給付費14億5,705万6,000円。13ページをお願いします。2目、退職被保険者等療養給付費1万円。3目、一般被保険者療養費1,119万2,000円。4目、退職被保険者等療養費1万円。5目、審査支払手数料537万9,000円。

2項、高額療養費。1目、一般被保険者高額療養費2億2,816万5,000円。2目、退職被保険者等高額療養費1万円。3目、一般被保険者高額介護合算療養費15万円。14ページをお願いします。4目、退職被保険者等高額介護合算療養費は存目です。

3項、移送費。1目、一般被保険者移送費及び2目、退職被保険者等移送費は存目です。

4項、出産育児諸費。1目、出産育児一時金1,050万円。2目、審査支払手数料6,000円。

15ページをお願いします。5項、葬祭諸費。1目、葬祭費60万円。6項、傷病手当諸費。1目、傷病手当金1万円。

3款、国民健康保険事業納付金。1項、医療給付費分。1目、一般被保険者医療給付費分3億9,440万9,000円。2目、退職被保険者等医療給付費分26万1,000円。

2項、後期高齢者支援分。1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分1億1,285万4,000円。16ページをお願いします。2目、退職被保険者後期高齢者支援金等分9,000円。

3項、1目、介護納付金分3,689万7,000円。

7款、1項、共同事業拠出金。3目、その他共同事業拠出金は存目です。

8款、保健事業費。1項、1目、特定健康診査等事業費2,305万5,000円。17ページをお願いします。主なものは、12節、委託料の特定健診委託料1,565万3,000円です。

2項、保健事業費。1目、保健衛生普及費143万4,000円。主なものは、12節、委託料の共同電算委託料113万4,000円です。

9款、1項、基金積立金。1目、国保積立金は存目です。

18ページをお願いします。11款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、一般被保険者保険税還付金250万円。2目、退職被保険者等保険税還付金及び3目、一般被保険者償還金、4目、退職被保険者等償還金はそれぞれ存目です。5目、一般被保険者還付加算金10万円。

12款、1項、1目、予備費100万円。

以上、歳出合計23億2,910万3,000円です。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 1点について伺わせていただきます。令和3年度の全体の予算を見ると、昨年対比で約1,000万円の減額となっております。この国保事業は、平成30年度から県の中に移行されておりますが、その中で、昨年から法定外繰入金が解消され、本年度も法定外繰入金が解消されております。ただしかし、繰入金は少し増額となっておりますが、そういう全体の中で、法定外繰入金が解消されており、ただ繰入金も少し下がっておりますが、全体を見ると1,000万円の減額というところで、この1,000万円減額した大きな要因は何が考えられますでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

全体的な減の主たる原因としましては、被保険者の年の減少が主たる原因となります。

○4番（福本 悟君） では、その過去2～3年ぐらいの保険者数は出ておりますか。最後に確認をさせていただきます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

平成30年の3月末が4,682人、平成31年3月末が4,452人、令和2年3月末が4,339人と、直近で、令和3年の2月末で4,257人と年々減少しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第105号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第106号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第106号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○福祉課長（西橋静香君） 介護保険事業特別会計を説明します。7ページをお願いします。

歳入です。1款、保険料。1項、介護保険料。1目、第1号被保険者保険料4億588万4,000円。これは、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料となります。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、総務手数料2万円。督促手数料です。

3款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、介護給付費負担金3億5,310万9,000円。

2項、国庫補助金。1目、調整交付金1億3,505万9,000円。これは、市町村ごとの高齢

化率財政力等に応じた調整交付金です。2目、介護保険事業費補助金（介護分）39万6,000円。令和3年度制度改正に伴うシステム改修の補助金です。8ページをお願いします。3目、地域支援事業交付金（介護予防事業分）2,542万2,000円。これは介護予防事業に係る交付金です。4目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）1,465万6,000円。これは、地域包括支援センター運営費及び認知症対策等任意事業に係る交付金です。

4款、1項、支払基金交付金。1目、介護給付費交付金5億3,864万1,000円。これは、40歳から64歳の第2号被保険者が負担する介護給付費に係る交付金となります。2目、地域支援事業支援交付金1,921万7,000円。これは、第2号被保険者が負担する介護予防事業に係る交付金となります。

5款、県支出金。1項、県負担金。1目、介護給付費負担金2億9,525万5,000円。

3項、県補助金。2目、地域支援事業交付金（介護予防事業分）889万6,000円。9ページをお願いします。3目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）632万8,000円。

6款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、利子及び配当金、存目です。

7款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、介護給付費繰入金2億4,937万1,000円。2目、その他一般会計繰入金5,636万円。3目、地域支援事業繰入金（介護予防事業分）889万6,000円。4目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業分）632万8,000円。5目、保険基盤安定繰入金3,207万2,000円。これは、介護保険料の低所得者軽減分補填の繰入金となります。

10ページをお願いします。8款、1項、1目、繰越金30万円。

10款、諸収入。1項、サービス収入。1目、居宅支援サービス費収入742万円。

2項、1目、介護予防事業収入70万8,000円。

11ページをお願いします。3項、延滞金、加算金及び過料。1目、第1号被保険者延滞金及び2目、第1号被保険者加算金は存目です。

5項、3目、雑入2,000円。

以上、歳入合計21億6,434万3,000円です。

12ページをお願いします。歳出です。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費3,488万4,000円。主なものは、12節、介護保険電算システム保守委託料153万2,000円

です。

13ページをお願いします。2項、徴収費。1目、賦課徴収費126万3,000円。主なものは、11節、役務費、通信運搬費89万2,000円です。

3項、介護保険認定審査会費。1目、認定調査等費1,332万7,000円。14ページをお願いします。主なものは、11節、役務費、主治医意見書作成料660万6,000円です。2目、認定審査会共同設置負担金479万3,000円、これは上益城広域連合で設置している介護認定審査会の御船町負担金となります。

2款、保険給付費。1項、1目、介護サービス等諸費18億3,214万1,000円。これは、介護事業者に支払う介護給付費です。

15ページをお願いします。2項、1目、支援サービス等諸費4,744万7,000円。介護事業者に支払う支援給付費です。

3項、その他諸費。1目、審査支払手数料195万6,000円。

4項、高額介護サービス等費。1目、高額介護サービス費3,976万4,000円。2目、高額支援サービス費10万円。

5項、高額医療合算医療サービス等費。1目、高額医療合算介護サービス費350万円。2目、高額医療合算介護予防サービス費10万円。

16ページをお願いします。7項、特定入所者介護サービス費等。1目、特定入所者介護サービス費7,000万円。これは、特別養護老人ホームなどの介護施設に入所した低所得要介護者の居住費、食費軽減の補填金となります。2目、特定入所者支援サービス費20万円。これも、低所得要支援者の食費軽減などの補填金となります。

3款、地域支援事業費。1項、総務管理費。1目、一般管理費761万8,000円。主なものは、12節、委託料、介護予防支援プラン作成委託料302万1,000円です。

17ページをお願いします。2項、介護予防・日常生活支援総合事業。1目、介護予防・生活支援サービス事業費5,572万3,000円。18ページをお願いします。主なものは、18節、負担金補助及び交付金、通所型サービス指定事業者分負担金1,320万円と訪問型サービス指定事業者分負担金1,200万円です。2目、一般介護予防事業費1,814万3,000円。19ページをお願いします。主なものは、12節、委託料、地域介護予防活動支援事業委託料1,257万5,000円です。

3項、包括的支援事業・任意事業費。1目、包括的支援事業費2,731万1,000円。20ペ

ージをお願いします。主なものは、12節、委託料、生活支援コーディネーター設置委託料796万9,000円です。2目、任意事業556万2,000円、21ページをお願いします。主なものは、12節、委託料、緊急通報システム委託料88万9,000円、介護給付適正化事業委託料248万4,000円です。

4款、1項、基金積立金。1目、介護給付費準備基金積立金、存目です。

22ページをお願いします。5款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、第1号被保険者保険料還付金30万円。3目、第1号被保険者還付加算金1万円。

6款、1項、1目、予備費20万円。

以上、歳出合計21億6,434万3,000円。介護保険事業特別会計は以上です。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田上英司君） 今の御説明を聞く限り、この保険に関する延滞は発生していないように思いますが。

これは、介護保険は本当高齢者になって身近に感じる問題でございます。住民税の延滞と全く意味合いが違いますよね。これは適正に御指導いただいて、延滞等のないように、自分の身に降りかかってくる介護保険と認識しておりますので、適正な御指導をよろしくお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） この延滞金は今存目ですが、特別徴収の方は年金から天引きをされますので滞納とかはいらっしゃらないんですけれども、普通徴収の方には、やはり納付が難しい方がいらっしゃいます。そういった方の延滞金というのは付いていきます。

○1番（中城峯雄君） 1点、お尋ねします。説明書の10ページ。介護認定審査会広域連合負担金として479万3,000円計上されています。昨年とほぼ同額ですが、この算定の基準について御説明願います。

○福祉課長（西橋静香君） 令和3年度介護認定審査会設置運営費及び要介護認定等に要する費用を負担しております。この積算の根拠は、その費用の25%に相当する分を均等割となります。5町で平等に割ります。高齢者人口分は50%としてあります。前年度の10月1日の人口によって、各町の比率によって按分されます。認定審査会件数割が25%、これは前々年度の10月1日から前年度の9月30日分までの認定審査件数の実績によって按分されます。

○1番（中城峯雄君） いろいろと算定基準が、私は単純に介護保険を受給する人の負担金と、

町の負担金ということで思っていたのですが、今聞きましたけれどもよくわかりませんが、いろいろと細かな基準で負担金を徴収しておられるということはわかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第106号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第107号 令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第107号、「令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。初めに歳入から説明します。6ページをお願いします。1款、1項、後期高齢者医療保険料。

1目、特別徴収保険料1億1,356万2,000円。2目、普通徴収保険料4,848万2,000円。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、督促手数料2万円。

3款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、事務費繰入金609万6,000円。2目、保険基盤安定繰入金7,281万円。

4款、1項、1目、繰越金は存目です。

7ページをお願いします。5款、諸収入。1項、延滞金、加算金及び過料。1目、延滞金1万円。2目、過料は存目です。2項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金50万円。2目、還付加算金2万円。3項、受託事業収入。1目、後期高齢者医療広域連合受

託事業収入642万1,000円。4項、4目、雑入は存目です。

以上、歳入合計2億4,792万4,000円です。

引き続き歳出を説明します。8ページをお願いします。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費516万7,000円。主なものは、職員1名の人件費です。2項、1目、徴収費57万9,000円。

9ページをお願いします。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,534万2,000円。

3款、保健事業費。1項、健康保持増進事業費。1目、健康診査費571万3,000円。2目、健康増進費35万円。

4款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金50万円。2目、還付加算金2万円。2項、繰出金。1目、一般会計繰出金は存目です。

10ページをお願いします。5款、1項、1目、予備費25万2,000円。

以上、歳出合計2億4,792万4,000円です。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第107号、「令和3年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第108号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第108号、「令和3年度御船町緑の村運営事業特別会

計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○商工観光課長（鶴野修一君） 緑の村運営事業特別会計、歳入歳出について説明をいたします。予算書6ページ、7ページをお願いします。歳入、1款、1項、1目、緑の村入場料、本年度予算額301万2,000円です。

次に、2款、1項、1目、緑の村施設使用料、本年度予算額1,685万9,000円です。

次に、4款、1項、1目、一般会計繰入金。本年度予算額750万8,000円。運営事業繰入金450万8,000円及び施設整備事業繰入金300万円です。

次に、5款、1項、1目、繰越金は存目となっております。

次に、6款、1項、1目、雑入、本年度予算額108万5,000円。キャンプ用品販売収入等です。

歳入合計、本年度予算額2,846万5,000円です。

続いて、歳出に移ります。1款、1項、1目、一般管理費、本年度予算額2,592万6,000円です。主なものは、1節、報酬で、会計年度任用職員報酬212万5,000円、緑の村村長の報酬となっております。10節、需用費で、光熱水費151万2,000円。12節、委託料で、施設管理委託料1,057万3,000円。8ページ、9ページをお願いします。14節、工事請負費240万円です。

次に、2款、公債費。1項、1目、元金。本年度予算額152万5,000円、平成30年度に整備しました屋外トイレに係る償還残金です。次に、2目、利子。本年度予算額1万4,000円、同じくトイレ整備に係る償還利子です。

次に、4款、1項、1目、予備費、本年度予算額100万円。

歳出合計、本年度予算額2,846万5,000円です。

緑の村運営事業特別会計の歳入歳出の説明は以上となります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 昨年度も聞いたんですけれども、管理棟の下のトイレですけど、全部は使えないということで、幾つも使用不可ということになっていたと思います。去年の当初予算では、企画財政課のほうで蹴られたということで、予算が上げられなかったという答弁がっておりますが、今年はこれは予算要求はされたのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 管理棟の下、グラウンドのトイレではなくということでは

うか。管理棟の下ですね。はい。

管理棟の下にありますトイレにつきましては、今、議員から故障があって使えないということでした。そういったものも当時はありましたので、今はしっかり修理をして使えるようにはなっております。ただ、管理棟の下のトイレについての新設の協議というのは特段行っておりません。

○10番（田上 忍君） あと、この緑の村については、今後、指定管理等を視野に入れてやっていきたいということで、町長の答弁がっております。そういうことを含めると、ここの中の予算で、それを視野に入れた予算組みをされていないといけないと思うんですが、その辺視野に入れて予算組みをされていますか。これは町長でも、どちらでも、お願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

指定管理者移行につきましては、昨日も御答弁させていただいたところでございますけれども、現在、指定管理者への移行の前段階としまして、緑の村の受付、それから清掃管理、こういったものを外部委託を始めております。また、議員御指摘のとおり、ほかキャンプ場の運営ノウハウがある民間事業者への指定管理者移行であったり、他町でそういった事例もありますが、行政と民間が連携したPPPとか、PFIと言われるような官民連携手法を通じて、公共施設の所有権を町が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設置する、いわゆる阿蘇くまもと空港のような、いわゆるコンセッション事業みたいなものも、こういった手法もあります。

こういったさまざまな手法を検討しながら、老朽化した施設の取り扱いを含めて、検討を今重ねている状況です。

○10番（田上 忍君） よくわかりました。今後、どういう方向に向かっていくのか、まずその辺の町長の考えを最後に聞かせてください。

○町長（藤木正幸君） 今、説明がありましたとおり、今後に向けて、今検討、そして整備も少しずつ行っているところであります。いち早く民間を活用した緑の村を運用できるように努力していきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 1点です。歳入説明書の3ページから4ページにかけて、キャンプ用品販売収入というのがあるんですけども、こちらは、例えば薪の販売の単位設定などが条例で決められていると思うんですけども、何か、そういう細かい設定が今やりにく

いという声を聞いたことがあるんですけども、そういった声をまず聞いておられるのかというのと、聞いておられるのでしたら、そういうことに対して、一つひとつ対策をしてサービス向上だとか、そういうことにちゃんと努めておられるのかどうか、お尋ねします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

緑の村全般ということになりますけれども、キャンプ場も含めて、使用料それから入村料については条例化しているところです。ただ、その場で消費してしまう、例えば薪とか炭とか消耗品関係については、内規で定めて、弾力的な運用ができるようにしております。キャンパーのニーズも、ハードなキャンパーの方からライトのキャンパーの方までおられまして、さまざまなニーズがあるということで、1つのキャンパーの思いを聞けば、そういった対応になると。いろいろな対応があると思いますので、さまざまな今ニーズを把握しながら、弾力的に運用しているところです。

1つ、薪等についてはそういった御意見も強く伺っておりました。平成30年度までは1束、約1.5キロから2キロのものを200円とかで安価で販売しておったんですけども、あまりにも安いということで、近隣キャンプ場を調べた結果、そういったこともありましたので、令和元年度からは3キロ500円で販売をし、歳入増につなげているところです。この価格設定については、山都町の販わっているキャンプ場であつたりとか、近隣のキャンプ場の情報を見て判断をしておりまして、現時点では量とか価格については、近隣キャンプ場と同等と考えております。

○2番（井藤はづき君） 最初3キロ単位というのがやりにくいという話も聞いたことがあるので、それは現場にいらっしゃる方々とも密に打ち合わせをしながら、確かにライトな方からヘビーな方までどんなお客さんが来られても対応できるような設定にしていただければと思います。

○商工観光課長（鶴野修一君） はい、ありがとうございます。この3キロの設定については、服掛松であつたり歌瀬キャンプ場の事例も3キロとなっておりますので、それを参照しておりますけれども、さまざまなニーズで幅を持たせたりとか、そういったものも行っていきたいと考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第108号、「令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第109号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第109号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、御船町公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。7ページをお開きください。まず、歳入からです。1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、受益者負担金3,425万5,000円です。

2款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、下水道使用料1億2,833万6,000円です。2項、手数料。1目、総務手数料30万1,000円です。

3款、国庫支出金。1項、国庫補助金。1目、土木費補助金2,995万円です。社会資本整備総合交付金事業になります。

8ページをお開きください。4款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、一般会計繰入金1億8,926万円です。一般会計からの繰入金です。

5款、1項、繰越金。1目、繰越金。これは存目です。

6款、諸収入。3項、雑入。1目、雑入500万円。

7款、1項、町債。1目、土木債1億980万円です。

9ページを御覧ください。歳出になります。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費4,820万4,000円です。主なものは、12節、委託料の公営企業会計移行委託料が700万円、下水道使用料徴収・検針委託料が307万6,000円です。10ページをお開きくださ

い。26節の公課費、消費税納付金が265万9,000円です。

1 款、総務費。2 項、浄水センター管理費。1 目、浄水センター管理費9,403万円です。主なものは、11節、委託料の浄水センター維持管理委託料が5,240万9,000円です。同じく、浄水センター耐震診断業務委託料が1,410万円です。

11ページを御覧ください。2 款、施設整備費。1 項、公共下水道費。1 目、公共下水道建設費6,013万4,000円です。主なものは、12節、委託料の管渠点検調査、管渠修繕詳細設計が1,628万3,000円です。同じく、14節、工事請負費の管渠築造工事が3,510万円です。

3 款、1 項、公債費。1 目、元金 2 億5,381万1,000円です。22節、償還金利子及び割引料の地方創生償還金元金になります。2 目、利子4,022万4,000円。22節の償還金利子及び割引料の地方創生償還金利子になります。

12ページをお開きください。4 款、1 項、1 目、予備費50万円です。

以上、説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 歳入の2ページお願いします。説明書です。毎年例年約2億円ほどの、一般会計から、この特別会計への繰入金が入っております。今年は1,300万円ほど減りました。まず、減った理由をお聞かせください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、御船インターチェンジ周辺企業誘致になりますが、公共下水道の誘致で、公共下水道の供用開始によりまして、受益者の負担金が、令和3年度請求するということで、自主財源が増加することで、繰入金が前年度より、これは一時金ではありますが、増加したということになります。

○9番（福永 啓君） コストコ周辺ですね。そこを計画を変えて、新たに下水道を引いたことにより、一時的にはあるけれど、最初のお金が増えたということですが、そうしますと、この繰入金ですが、繰入金は2種類ありますよね。そもそも、この下水道があるために国から交付税として入ってきているお金は、直接そちらの会計に行かずに、一般会計に行きます。ですから、それを一般会計から繰り入れると。これは当然の繰入金といいいますか。そもそもこの特別会計の歳入の欄に記載されるべき繰入金だと思います。それが幾ら、それはどれぐらいあって、そして、それ以外に、本当の意味の繰入金、特別会計のお金が足りないから一般会計から手伝ってもらっている繰入金はお幾らでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

令和3年度におきましては、これは全額が基準内繰入金となっておりますが、その内訳というか、そのうちどれだけというのは今算出をしておりませんので、資料がありませんので。

○9番（福永 啓君） 今、前段のお話をお聞きすると、恐らく基準内というか、それは一定で来るわけですから、その赤字の繰入れです。その分が減ったのではないのかなと想像をするんですよ。これはまあ、大変歓迎すべきことではありますが、あと数字も後で教えてください、幾ら幾らというのは。これは、地方財政ではなかったんですか。違った、こっちでしたか。

しかし、それでもあり、ここに御覧のとおり、仮にこの半分だとしても、8,000万円とか9,000万円とか、その程度を下水道の赤字に一般会計から繰り入れていることになります。これはやはり特別会計の中では最大だと思うんです。これに対する対策・対応、これを今年度はどのように考えていらっしゃいますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この一般会計からの繰入金が去年、令和2年度は2億円、令和3年度が1億8,000万円ということで、まず支出に占めている割合です。この支出が、何が一番多いかといいますと、これは起債の償還であります。支出の予算が大体5億円あります。そのうちの3億円が起債の償還となっております。3分の2以上の数字ということで、これが非常に圧迫しております。令和3年度までが、これがピークということで、これが徐々に、令和4年度から減額になっていくという状況になっております。ただ、この減額になっていくというのが、2,000万円程度ずつ減額になっていくということです。あと、4～5年するとかなりの額に下がっていくのではないかと考えていますので、この償還がある程度進みますと、一般会計からの繰入れも減額になっていくのではないかと考えております。

○9番（福永 啓君） 償還が済むということは、その分、管の老朽化が進んでいるということなんです。そうすると敷設替施設なので、当然償還が済んだら、これは永続事業ですから、また次の新たな設備投資が必要になってくるということなので、それのみでは同じことの繰り返しのようになります。何か、新たな施策とかは考えていらっしゃらないのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今言われたように、この償還が済めば、確かに施設というのは老朽化していきます。耐用年数というものがありますので、これにつきましては、ストックマネジメント、管の計画的な修繕・更新を計画的に行うことで、コストの縮減も図っていきたいとは考えています。

○5番（田上英司君） 予算説明書の1ページです。また言いますが、ここでの滞納の問題。この下に書いてありますのは、平成31年度と令和2年度ということが書いてあります。そして、これを平成31年度と令和2年度をプラスして、相当な金額になる。それで、何で50%を掛けるんですかね。まず、ここの説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） これは、収納率ということで、50%掛けております。

○5番（田上英司君） では、平成31年度から滞納金額が書いてありますが、ずっと何年も払わないで、滞納金がつずっとたまっていったと。普通はそう考えますが、これに関して、いわゆる時効の成立とか、そういうものもあるんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

下水道の使用料に関しましては、これは公債権でありますので2年間というのが期限になっております。

○5番（田上英司君） 私も勉強不足で初めて聞きましたが、わかりやすく言うならば、もうこれは犯罪で言うならば時効ですよ。2年間払わずにおれば成立するということですか。ならば、それを徹底して、要するにマルサの女とかいうような必ず追跡するというプロジェクトチームを立ち上げて、ぜひとも2年間、徹底してやらないと、またこれは不公平感が出ますよ。俺も払わんでいっちょこという人たちが増えてきたら、これは非常に、行政に対する信頼が薄れてきます。たった2年間ならば、特に徹底する必要が出てくるんじゃないですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この滞納につきましては、徴収等につきましては、電話とか、そういう払われるように催促とか、そういうのは行っているところではあります。

○5番（田上英司君） この開けて2ページを見ていただければわかりますが、督促の通知を10人に出すと。たった10人。なぜ全員に出さないんですか。10人の予算しかのっていません。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この督促というのは、1回のみ請求になりますので、今年度滞納された方に対して、1回請求するという形になります。

○5番（田上英司君） 最後の質問です。2年間にたった1回督促を受けて、それを逃げれば払わずに済むということですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

督促に関しましては、その1回の請求と、督促料を請求するんですが、請求そのものを徴収というか、そういうものに関しましては、常時行っているというものであります。

○5番（田上英司君） 一番怖いのは、我々も含めて、いわゆる行政に対する不信感を発生させることでしょうか。この件は不公平感をなくすように徹底した対応をしていただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 今回のこの予算の中には、工事費が入っていません。浄光寺と小路、北木倉、これは測量が終わっているかと思えます。今後、工事はまだ何かいろいろな諸事情があってできないと思うんですが、いつ頃からこの当初予算にのってくるのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

工事費につきましては、9ページに載っております。9ページの14節のところに管渠築造工事、御船川右岸地区管渠築造工事という名称のところに、ここに主に北木倉地区の工事の予算を計上しています。

○10番（田上 忍君） 北木倉の、では個別に、例えば私の家もその北木倉にあるんですが、あなたの家はいつ頃工事しますと、そういう計画はもう決まっているんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の工事は、国道443号の木倉太郎兵衛橋付近、そこの三差路、町道の四宮落合線です。この国道と接する点から四宮橋のほうに向かって大体600メートルありますが、この付近を工事する予定でありますので、まだ集落のほうの工事には入ってきません。

○10番（田上 忍君） そうしますと、集落の工事はいつ頃を今計画されていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 予定では、令和4年度以降ということになります。今回の今年の工事の進み具合にもよりますが、まず下流からする形になります。そして、この国道443号から、そのまた下流の落合までの間が残っておりますので、この計画をまだ十分に立てながら、集落と併せて令和4年度以降に工事をする形となります。

○10番（田上 忍君） 令和4年度以降ということは、まだ4年度かもしれないし、10年後か

もしれないということだと思えるんですけども、計画がある程度目に見えてきたら、地元への説明をお願いいたします。いいでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） はい、今回の工事につきましても、地元にはまず説明会も行いますので、地元には十分説明を行いたいと考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第109号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時35分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○環境保全課長（緒方良成君） 先ほど福永議員の質問に対して、お答えをいたします。

交付税の算入額ですが、7,648万7,000円です。

それから、田上議員の先ほどの質問の中で、時効を2年と申し上げましたが、正しくは5年の誤りです。大変申し訳ありませんでした。

○5番（田上英司君） その5年は、私は認識した上での質問でしたよ。この本議会は、議事

録で残ります。そして、我々が広報委員会を立ち上げて、これでおおぞら21の議会広報紙に載ります。いかななものかなと思っておりましたよ。2年という数字を出せば、誰も金を払う者はおらんごとなると思いました。これは、広報紙に、私が広報委員会の担当もしております。この問題は載せたくありませんですね。

基本的には、徹底して不公平感をなくすという方向でやっていただきたいと、私どもも協力したいと思います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

ただ今言われましたように、徴収に対しましては十分な徹底を行って徴収を行っていきたいと考えております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第110号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第110号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） ただ今から、御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の7ページをお願いします。まず歳入から説明いたします。

1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、加入者負担金。予算額1,047万5,000円。

2目、撤去工事負担金23万6,000円。3目、移設負担金41万9,000円。

2款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、財産貸付収入7,632万2,000円。

3款、繰越金。1項、繰越金。1目、繰越金1,000円です。

4款、諸収入。1項、雑入。1目、雑入1,000円です。

歳入合計8,745万4,000円となります。

8ページをお願いします。歳出に移ります。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費。本年度予算額8,695万4,000円です。主なものは、12節、委託料、施設保守委託料2,340万5,000円。それと引込工事設計委託料1,115万4,000円です。13節、使用料及び賃借料、電柱等の借上料ということで894万3,000円です。次の9ページをお願いします。14節、工事請負費で3,346万2,000円と熊本地震に係る工事請負費で128万7,000円となります。

2 款、予備費。1 項、予備費。1 目、予備費。予算額50万円です。

歳出合計8,745万4,000円。

これで、令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 1点だけお尋ねします。令和3年度も、2年度とほぼ同額の予算が計上されております。御船光ネットワークの民間移行が、令和3年9月に譲渡しますと、ここに譲渡しますという説明が全員協議会であったと思いますが、譲渡した場合、この決算は、その時点で、特別会計はどのようになるのでしょうか。また、その時点でも収支決算をやるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 民間移行の予定としましては、令和5年4月に民間に譲渡移行ということになります。令和5年度に民間移行というところになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第110号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第111号 令和3年度御船町水道事業会計予算について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第111号、「令和3年度御船町水道事業会計予算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、御船町水道事業会計予算について説明をいたしま

す。4ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出から説明いたします。

収入からです。1款、水道事業収益。1項、営業収益。1目、給水収益2億9,934万5,000円です。水道料金です。2目、その他の営業収益142万円です。雑収益等になります。

2項、営業外収益。2目、受取利息及び配当金1,000円。4目、長期前受金戻入2,281万3,000円。引当金戻入はありません。6目、雑収益307万5,000円です。

6ページをお開きください。支出になります。1款、水道事業費用。1項、営業費用。1目、原水及び浄水費3,405万9,000円です。主なものは、7ページの8目、動力費1,743万3,000円。これは電気代等による動力費です。10節の負担金及び補償金330万円、吉無田水源分水負担金です。

2目、配水及び給水費2,682万4,000円です。主なものは、2節、委託料の浄水器交換委託料が521個で205万4,000円、水道施設点検委託料が213万4,000円です。同じく、4節の修繕費、配水施設設備及び配水管修繕費が1,980万円です。

8ページをお開きください。3目、総係費4,972万3,000円です。主なものは、10ページをお開きください。14節、委託料の水道メーター検針委託料が633万8,700円、水道ハンディターミナルリプレース機器更新委託料が372万9,000円です。

11ページを御覧ください。4目の減価償却費1億2,782万7,000円。1節、有形固定財産減価償却費の水道施設減価償却費になります。

5目、資産減耗費41万7,000円。1節の固定資産除却費になります。

2項、営業外費用。1目、支払利息及び企業債取引諸費2,514万7,000円です。これは、1節、企業債利息の企業債償還金利子になります。

12ページをお開きください。2目、消費税。1節の、これは租税公課、消費税になります。

3項、特別損失。1目、過年度収益損修正損1,000円です。

4款、予備費。1目、予備費1,000万円です。

続きまして、13ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。まず、収入からです。1款、資本的収入。1項、国庫支出金。1目、国庫補助金、これはありません。

3項、補助金。1目、補助金1,683万5,000円です。これは、1節の補助金、県道工事に伴う配水管布設替え工事が1,520万4,000円、橋梁架替え工事に伴う水道管移設工事補償費が163万1,000円です。

3項、企業債。1目、企業債1億120万円です。これは、1節の企業債になります。

14ページをお開きください。6項、加入金。1目、加入金1,045万円です。これは加入金になります。

続きまして、支出です。15ページをお開きください。1款、資本的支出。1項、建設改良費。1目、送配水管配水工事費1億4,720万9,000円です。主なものは、16ページをお開きください。6節の工事請負費、送配水管配水工事費が1億2,478万1,000円です。

2目、機械及び装置等購入費299万2,000円です。主なものは、2節の量水器購入費が299万2,000円になります。

2款、企業債償還金。1目、企業債償還金1億2,010万1,000円です。1節、企業債償還金の元金になります。

以上、説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 7ページですけれども、高木地区の配水管布設替え工事が約1億円計上されております。これは数年前から水源が野鳥の森にありまして、上流から、上高野、下高野が終わったと思います。今年は甘木地区に入るとは思います。高木地区は、この令和3年度で全て完了するのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今年度は、甘木地区につきましては、全体の半分程度の施工になります。完了は一応令和4年度を見込んでおります。

○1番（中城峯雄君） 約半分程度ですね。はい、それはもう区に報告しとかんといかんからです。それで、村中の工事になると思いますが、通行止め等が発生しますので、早目に区長に連絡してください。

○環境保全課長（緒方良成君） 交通規制等がありますので、地元には、工事の着手前に十分御説明に行ってから工事に入りたいと考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第111号、「令和3年度御船町水道事業会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 同意第2号 御船町副町長の選任について

○議長（池田浩二君） 日程第9、同意第2号、「御船町副町長の選任について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町副町長の選任について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 同意第3号 御船町教育長の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第10、同意第3号、「御船町教育長の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、「御船町教育長の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第4号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（池田浩二君） 日程第11、同意第4号、「御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、「御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 同意第5号 御船町農業委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第12、同意第5号、「御船町農業委員会の委員の任命について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番、森田優二議員の退場を求めます。

[森田優二議員 退場]

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 農業委員会の任命について、今回名簿14名が上がっているんですが、農業委員会というのは、前に法が変わって、結局人選の仕方が変わったという形になるんですが、もともとという言い方はいけません、地域からの推薦者と自分の応募、公募で前回の役員は決まっていたと思うんですが、今回はどういった、この14名は、公募及び地域からの推薦、どういった感じの人数に割り振りになっているのでしょうか、報告をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農業委員につきましては、令和3年1月6日から2月5日までの1カ月間公募を行っております。結果、推薦者11名、公募者4名、計15名の申請書を受理しています。よって、1名が定員を超えておりましたので、選考委員会が開催されたという経緯になっております。

○3番（宮川一幸君） では14名の中で、結局11名が地域からの推薦者という形で、あと3名が応募されたという形で、1名がその委員会で落選されたという形になっていると思うんですが、今までその中で、地域の中で、この中にはないんですが、農地利用最適化推進委員という形の10名というのは、地区旧校区代表者という形で推薦があって、結局地区を均等に割りましょうという話でなされたかと思えます。

そうしますと、結局地域推薦が各1名の校区は2名の方が出ていらっしゃるという形になるのかなと思うんですが。結局応募された4名の方の中から1名応募から落ちているという形で、いろいろ町のインターネットの公表された分を一応メンバーをみてみまして地域割りをしてみましたら、結局山間地区のほうが推薦される方が、実際少ないんじゃないかなという形で思ったもので、実際農業委員会に係る案件については、確かに山間地区は土地の移動とかいろいろないかとは思いますが、人員の割り振りについては疑問を持ったところがありましたので、今回こういった形で質問をしております。

御船町委員会の推薦者及び募集に関する要綱の中でも、この中で、第7条で、委員の構

成が一部の地域に偏らないように地域のバランスを考慮するという形の文言がありますので、ここはどういった形でそういったのを考えられて今回選任に当たったか、説明をお願いします。

○副町長（野中眞治君） 今の質問についてお答えする前に、私がなぜ答えるかということですが、議員の質問の中にありましたとおり、選考委員会の設置要綱といったところの定めの中で、私が職指定で委員長となっておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、農業委員の選定につきましては、応募、推薦云々の前に満たさなければならない要件がございます。1つは、農業委員会に関する法律の中で満たさなければならない要件ですが、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならない。もう1つが、農業委員会の業務に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。さらに委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。また、御船町農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要項の中で、地域偏在が地域バランスを考慮するようということ、先ほど宮川議員がお話になったような説明を事務局から受けました。

こうした状況の中で、委員の一人から滝尾地区、水越地区、上野地区、七滝地区、田代西部地区、高木地区については、候補者が1名ずつでしたので、6地区についてはまず確定してよいのではないかと。それから、続いて御船町に3名おられますが、このうち、先ほどの法律の規定によりますと、女性中立分の枠1名については、法上確定しなければならないので、この1名を確定をいたします。そうしますと、御船地区の2名、田代東部地区2名、木倉地区2名、小坂地区2名の4地区で各2名ずつ候補者がおられるということになります。

ここで3年間の農業委員会の活動の実績をみますと、やはり先ほど議員がおっしゃったとおり、平坦地区での農業振興関係の農振除外関係の業務がかなり増えておりまして、平坦地区と山間地区ではかなり大きな差がございます。こういった状況を踏まえまして、御船地区につきましては、先ほどの女性中立委員の方を1名加えて3名、木倉地区2名、小坂地区2名については妥当ではないかという御意見がありました。

そして、残る田代地区の2名について、選考するということが妥当ではないかという御意見がありまして、全会一致でそういうことになったわけでございます。そして、選考委員会の評点を行いまして、1名を決定するといったことになりました。

○3番（宮川一幸君） 選考されるときに、結局推薦者が10名だったら別段何も問題もなかつ

たのかなと思うんですが、11名が推薦をされてきたと。そういったら、推薦者は結局今回はもう委員になっていらっしゃると思いますので、推薦されましたので、今から結局その10名枠とか地域枠とか、そういったのは結局なくても、では山間地区から2名今回申請されていた、応募されていたという話になったら、結局委員になれた可能性もあるということですよ。だから、今回はこういった形で決定なされたので別段反対する気はないのですが、今後、この次の農業委員会するとき、委員指名のときに、結局山間地区でも何名か、多くの方が出ていらっしゃる場合は、委員会で決めないとしようがないのかなと思いますが、結局今まで校区1名という形で出しよったと思うんですが、それを無視してもいいような形になるんですかね。お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まずは、各地区ごとの整合性というか、農業委員は絶対必要でありまして、これが一度に崩れたら御船町の農業、転用関係にしても全てに関しても、なかなか難しいことがございます。宮川議員がおっしゃったように、これから3年後応募がどうなるかわかりませんが、そういった場合に、もし定員がオーバーになれば、今回のように選考委員会が開催されるということになります。

○3番（宮川一幸君） あんまりこれ以上は突っ込みませんが、結局、推薦された人は有利に今まで、今回委員になったという形になるので、では、どうしてもしたい人は、結局その地区が何人多くても、推薦を出したら農業委員になれるような形になっていきますので、そうすると、地域のバランスが逆に崩れるのかなという形で、そういったところを懸念しましたので、今回聞いてみました。

次回、これが次回はスムーズに行けばいいと思うんですが、こういった形で、今まで農業委員会というのは結構地域のバランスをとって委員になっていらっしゃると思いますので、そういったところは今後検討をお願いいたします。

○5番（田上英司君） 個人的には拒否する立場にありません。言葉の文言等について、私勉強不足でお尋ね申し上げます。認定農業者また農業者という文言が使われておりますが、これはどういうことかなと思います。それと、この中に再任された方はいらっしゃるのかなということも含めて、お願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） まず、1点目、お答えします。

認定農業者というのは、町が認定する農業者でありまして、まずは農業経営規模または

農業の所得、所得がおおむね5カ年の計画で申請する場合ですけれども、おおむね550万円となっておりますが、例えば米と野菜とか、いろいろな組み合わせで、そういった所得設計を立てられて、計画性があるということであれば、認定を受けられると。この認定につきましては、町独自でするわけではありませんで、JA、振興局等が入って検討委員会をして、認定農家にこの人はなっても大丈夫ではないですかという形での認定を行います。

それと、再任につきましては、すみません、7人か8人だったと思いますが、今資料を持ち合わせませんので、今すぐ持ち合わせさせます。よろしいですか。

○副町長（野中眞治君） 今、宮川議員からお話がありましたけれども、あくまで地域バランスを優先して今回委員会では決定をされております。私は、中立な立場で委員の皆さんからの総意で決めたこととございますので、お話の中にありましたとおり、推薦なのか応募なのかというところについての議論は全くなかったということで、その中で中立に地域バランスを優先して決定されたということは申し添えたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 田上議員、資料は後で大丈夫ですか。

○5番（田上英司君） はい。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、「御船町農業委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、7番、森田優二議員の入場を許可します。

[森田優二議員 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第4号 御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、発議第4号、「御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

12番、清水議員、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、「御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 陳情第6号 町道編入に関する陳情書について

○議長（池田浩二君） 日程第14、陳情第6号、「町道編入に関する陳情書について」を議題とします。

岩永産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君） 産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました、令和2年度陳情第6号、町道編入に関する陳情書について。令和2年12月8日、午前9時30分より審議会室において、産業厚生常任委員7名、執行部から野口建設課長、兼田維持管理係長が出席し審議を行いました。

審議に先立ち、陳情者である西木倉地区の高添孝真区長に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、全員で現地を調査しました。現地において、陳情に係る道路は、御船町中央土地改良区所有の部分と御船町が管理する道路で構成されること。また、通学用道路を

はじめとする生活道路として、周辺住民等に利用されていること。さらには道路に敷設された側溝は用水路として利用されているが、ふたが設置されていない箇所があり、歩行者にとっては極めて危険であること等を確認しました。

現地調査後、審議会室において審議を行いました。陳情に係る道路及び付随する側溝が、御船中央土地改良区所有のものを含むことから、それが無償で町へ譲渡していただけるかどうか、このことが議題となる当該土地改良区理事会での結果を受けて、再度委員会を開催することとして、この日の審議を終わりました。

令和3年1月19日に、御船中央土地改良区理事会が開かれ、理事長に結果を伺ったところ、土地改良区所有の道路は町へ無償で譲渡してもよいが、側溝は用水路として管理する必要があるため譲渡できないとのことでした。

これを受けて、令和3年2月9日、午後1時30分より審議会室において、産業厚生常任委員7名及び執行部から野口建設課長、緒方環境保全課長ほか関係係長が出席し、2回目の審議を行いました。

審議においては、「陳情に係る道路に埋設されている上下水道の私有管問題を解決した上で、町道編入をするべきである」。一方では、「まずは陳情の趣旨である町道編入の採択が必要であり、上下水道の私有管問題は、引き続き執行部の対応を求めていく」などの意見が出された後、本件について採決を行った結果、全会一致で採択にすることと決しました。

今会議においても、委員長の報告どおり採択としていただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

岩永委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、「町道編入に関する陳情書について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第16 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第17 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第18 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第19 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第20 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

○議長（池田浩二君） 日程第15、「議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について」から、日程第20、「地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について」までの6件を一括して議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から議会閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり議会閉会中の継続調査を決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を決定することとしました。

これで、令和2年度第12回御船町定例会3月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これもちまして、令和2年度第12回御船町議会定例会3月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時20分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員